

1 同和問題

	具体的施策	施策の内容	R6 事業計画	関係課
①	学校教育の取組	①すべての学校等において、人権・同和教育を基底に据えた教育活動を推進するとともに、進路保障の取組を推進します。 ②各種研修会への参加や校内での研修によって教職員等の人権意識を高めるとともに、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、差別をなくす実践力を培います。	○人権・同和教育の視点をもった授業実践、授業研究の実施。 ○各種研修会や講演会等への参加を促進。 ・演題：「人権を守るために行動を起こそう ～益田市の同和問題解決に向けたあゆみ～ 講師：椿孝二さん (益田市人権・同和問題解決推進委員)	学校教育課
②	社会教育の取組	①各公民館単位で設置している地区人権・同和教育推進協議会において、差別のない明るく住みよい平和な地域の実現をめざし、人権・同和問題研修を積極的に実施し、地域住民の人権意識の向上に努めます。	○益田市地区人権・同和教育推進協議会の啓発活動への支援。 益田・美都・匹見において同和問題等についての講座を開催。3回。 ○地域住民への人権意識の向上のための人権標語啓発塔の改修。1ヵ所。	人権センター
③	啓発・広報活動の推進	①人権センターを核とし、社会教育団体、教育・研究団体、企業、NPO法人等、地域の人権団体と連携し、各種講演会、イベント等の企画、啓発・広報活動に努めます。	○人権・同和教育講演会や研修会の開催 4回。 【再掲1-①】 ・演題：「人権を守るために行動を起こそう ～益田市の同和問題解決に向けたあゆみ～ 講師：椿孝二さん (益田市人権・同和問題解決推進委員) ・演題：「(仮) 部落差別と闘う母として」 講師：内屋綾さん (部落解放同盟福岡県連合会事務局) ○石西地域人権を考える企業等連絡協議会等の関係機関と連携した研修会及び啓発活動の実施 就職差別をなくすための公正な採用選考についての研修会等を行う。	人権センター
④	人権センター事業の充実	①人権センターにおいて、安心して相談ができる場として、地域住民のニーズを把握し、その生活課題に応じて、各種相談事業、人権問題の解決のための啓発事業、交流促進事業を総合的に実施します。 ②「部落差別解消推進法」の趣旨を踏まえ、相談体制の充実を図るための職員研修や関係機関との連携をさらに進めていきます。	○生活総合相談や各種専門機関等と連携した相談会の実施 ○行政機関等相談担当者ネットワーク会議の開催 5回。 相談担当者の資質の向上と連携の強化を図る。 ○相談体制の充実を図るための職員研修への参加 10回。 ○同和問題についての研修会の実施 3回。	人権センター

2 女性

	具体的施策	施策の内容	R6 事業計画	関係課
①	人権尊重の意識づくり	①性別に関わりなく、個人としての人権をお互いに尊重する意識を高めるため、研修会をはじめ啓発に取り組みます。 ②男女平等をはじめ、性別に関わりなく、個性と能力が発揮できるよう、差別しない、差別を許さない教育を進めます。 ③性別による固定的な役割分担意識の見直しなど、男女共同参画に関する理解を深めるための取組を行います。	○パネル展示等による啓発 男女共同参画週間に関係機関と連携してDV防止等に関するパネル展示を行う。 ○男女共同参画についての研修会等の実施 性別による固定的な役割分担意識の見直しなど、男女共同参画に関する理解を深めるための研修等を行う。 ○様々な媒体を活用した啓発 ○広報誌による啓発 男女共同参画啓発情報誌～なんと素敵なパートナーシップ～を発行する。1回。	人権センター
②	女性に対するあらゆる暴力根絶の取組	①暴力は、重大な人権侵害であり個人の尊厳を傷つけ、自立や自由を妨げることが認識し、理解を深めるために研修会をはじめ啓発に取り組みます。 ②若年層からのデートDV防止等の「暴力を生み出さない、許さない」ための未然防止教育を進めます。 ③DV被害を深刻化させないためにも、相談しやすい体制づくりと周知に努め、相談者への適切な支援を実施するとともに、庁内外関係機関との連携強化を図ります。	○関係機関との連携による啓発 小中学校等と連携を図り、デートDV未然防止の取組や啓発を行う。 【再掲 2-①】 ○パネル展示等による啓発。 男女共同参画週間に関係機関と連携してDV防止等に関するパネル展示を行う。	人権センター
			○「女性に対する暴力をなくす運動」街頭啓発活動への参加 ○様々な媒体を活用した啓発 ○益田圏域の女性に対する暴力対策関係機関連絡会への参加	子ども 家庭支援課
③	働きやすい職場づくり	①事業者に対し、職場における男女の機会均等と待遇の確保、育児・介護休業制度等について適切な措置が取られるよう関係機関と連携して情報提供を図り、就労条件の向上を促します。 ②セクハラやマタハラの防止など働きやすい職場環境の整備を推進します。 ③仕事と家庭・自分自身のための時間との調和が保たれ、多様な働き方が選択できるように、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。	○関係機関と連携して各種制度や研修会等の情報を事業所に提供 ○石西地域人権を考える企業等連絡協議会等の関係機関と連携した研修会及び啓発活動を実施 ハラスメント等についての研修会を行う。	人権センター
			○パンフレット等による啓発 関係機関から働き方や労働環境に関するパンフレット等の提供があった場合、益田鹿足雇用進協議会加入事業所約80社に送付する。年5回程度。	産業支援 センター

3 子ども

	具体的施策	施策の内容	R6 事業計画	関係課
①	社会みんな で子育ての よろこびを 分かち合う 取組	①家庭、地域、学校等それぞれが役割を果たしながら連携・協力し、子どもたちの発達段階に応じた健やかな成長を支えられるよう保健、医療及び教育体制の構築を図ります。 ②地域全体で包括的に子育てに取り組む環境や意識が確立するよう周知を図り、地域の中で安心して仕事と子育てを両立するための支援を行います。さらに、子育て世帯が育児に専念できるように、企業等に育児休業をはじめとした制度創設やその制度が利用しやすい環境づくりなどの啓発活動を推進します。	○乳幼児健診の実施 発達段階に応じた健診を実施し、発達状況の確認や子育て相談を行う。 ○乳幼児発達支援事業(発達相談)の実施 発達支援を必要とする就学前の幼児に対し、専門医師等による相談を実施し支援方法について方向付けを行う。 ・発達クリニック 12 回/年実施 ・ことばの相談日 12 回/年実施 ・子育て相談日 6 回/年実施 ○こども家庭センターの開設 母子保健機能(子育て世代包括支援センター)や児童福祉機能(子ども家庭総合支援拠点)において実施している相談支援等の取組は維持したうえで体制を見直し、全ての妊産婦、子育て世代、子どもへ一体的に相談支援を行い、更なる支援の充実・強化を図る。 ・母子手帳交付時の全妊婦面談 ・母子手帳アプリ「母子モ♡ますだ」への登録	子ども 家庭支援課
			○「ますだ子育て応援宣言企業」登録制度の周知 企業に対し制度の周知を図り、子どもを安心して産み育てられるためのまちづくりを推進する。	子ども福祉課
			○パンフレット等による啓発。 関係機関からパンフレット等の提供があった場合、益田鹿足雇用推進協議会加入事業所約 80 社に送付する。年 5 回程度。	産業支援 センター
②	子どもの権利条約などの理解推進に向けた取組	①保護者、地域住民、教職員等に「子どもの権利条約」などの内容が広く理解されるように教育・啓発を進めます。	○保護者、地域の方々等を招いての公開授業の実施 ○虐待やネグレクト等、子どもの人権侵害に対する正しい認識や対応の仕方についての研修の実施	学校教育課

		②「子どもの権利条約」などについて、実生活の具体的な場面を取り上げて児童生徒の人権について考えさせるなど、児童生徒自らが人権意識を高められるような実践を行います。	○「放課後児童支援員」を対象とした研修会の実施 放課後児童クラブにおける子どもの安全の確保や子どもの主体的な活動を尊重しつつ、子どもの自主性、社会性等により一層の向上を図る。 ○コンサルタントに委託し、幼児教育・保育施設に対して、保育環境の改善・保育の質の向上に関する助言・指導の実施	子ども福祉課
			○ヤングケアラーに関する周知啓発、関係機関との連携強化 ・パネル展示、チラシの配布 ・関係機関への周知・啓発 R6.5月：民生委員児童委員協議会 地域包括支援センター連絡会議 R6.6月：高津地区社会福祉協議会福祉委員会 研修会 ・関係機関向けの研修会の実施（R6.11月実施予定）	子ども 家庭支援課
③	体罰・虐待の根絶に向けた取組	①体罰や虐待は絶対に許されない重大な人権侵害であることを子育て中の方、その周囲の方、教育・保育現場をはじめとした子どもの生活の場で子育て支援に携わる方が認識し、人権意識を高めることにより、日頃から子どもとの信頼関係の構築に取り組みます。 ②要保護児童対策地域協議会を中心に保健、医療、福祉、教育などの関係機関との連携を図り、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童や要支援家庭の早期発見と適切な支援を行います。 ③虐待防止に関する幅広い啓発を行うことによって、地域や関係機関が一体となり、虐待防止に取り組む環境づくりを進めます。	○関係機関との連携による支援 支援が必要な児童は、要保護児童対策地域協議会で関係機関による個別支援検討会議を開催し、情報共有を行うとともに、支援方針を決定し、役割分担をしながら連携して支援を行う。 ○リスクのある家庭への早期支援 妊娠期から切れ目なく、医療機関をはじめ関係機関との連携強化や相談支援体制の充実を図りながら、虐待やリスクを抱える家庭、ヤングケアラー等を早期に発見し、適切な支援に繋げる。 令和6年度から、こども家庭支援センターとして体制を整えながら母子保健部署との連携を強化して取り組む。 ○虐待防止に関する啓発 11月の児童虐待防止推進月間を中心に、児童虐待防止に向けた取組を行う。	子ども 家庭支援課
			○年間を通した学校訪問の実施 ○情報共有や支援方針の決定等、適切な支援につなげるための関係機関との連携	学校教育課
④	いじめの未然防止・早期発見に向けた取組	①益田市いじめ防止基本方針を定め、学校と連携を図り、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応に取り組んでいきます。	○益田市いじめ防止基本方針の周知と未然防止・早期発見 ○各学校年間2回のアセス（学校環境適応感尺度）実施	学校教育課

⑤	子どもの貧困に対する支援	①すべての子どもが家庭環境や経済状況に影響されず、教育の機会を得るために、学習環境の支援や子どもの学ぶ意識の向上を図り、教育の機会均等を確保します。	○関係機関との連携による支援 島根県社会福祉協議会を中心に県内各関係機関及び庁内関係部課と協力、連携し子どもの貧困解決に向けた取組を実施する。	子ども福祉課
		②生活が困難な子どもやその家族が社会的に孤立に陥ることがないように支援の充実を図ります。	○関係機関との連携による支援 生活困窮者自立支援事業において、生活が困難な子どもやその家族が抱える課題の解決に向けた支援を行う。	福祉総務課
		③生活の安定と向上に資するよう、所得の増加や、仕事と両立して安心して子どもを育てられる環境づくりを進めます。	○子どもたちを取り巻く状況の把握と教育相談の充実 ○関係機関と連携強化	学校教育課
⑥	情報モラル教育の推進	①児童生徒に対し、情報化社会で安全に生活するための知識や情報セキュリティに関する知識・技能を身に付けさせるとともに、情報化社会における正しい判断や望ましい態度の育成に努めます。 ②児童生徒が発達の段階に即した情報モラルを身に付けるための授業や教育活動を推進します。	○情報リテラシーに関する研修の実施 6月と9月に各一週間ずつ行う、 ○インターネットとの正しい関わり方や正しい情報を主体的に判断し、活用できる能力の育成	学校教育課

4 高齢者

	具体的施策	施策の内容	R6 事業計画	関係課
①	安否確認の体制整備	①日常生活において不安があり、常に見守りを必要とする高齢者がいる世帯に、緊急通報装置を貸与し、利用者からの相談や緊急通報等に対応していきます。 ②それぞれの高齢者に適した安否確認の方法を地域の方や関係機関と共に、検討していきます。	○緊急通報装置の貸与 日常生活において不安があり、常に見守りを必要とする高齢者がいる世帯（利用者）に緊急通報装置を貸与し、利用者からの相談や緊急通報等に対応する。 ○民間警備会社の実施する緊急時駆けつけサービスを利用する際の装置導入費用の一部助成 日常生活において不安があり見守りを必要とする高齢者の方に対して助成を行う。 (R6 より開始)	高齢者福祉課

②	相談体制の 充実	①地域包括支援センターの機能評価を行い、適切な相談対応ができるよう専門性の向上のための研修や勉強会の開催を行います。 ②民生委員児童委員をはじめ関係機関と連携を図りながら、必要な人に適切に支援ができるようネットワーク充実に向けた取組を行います。	○地域包括支援センター連絡会議の開催 地域包括支援センター職員を対象とした研修会を開催し、対応力向上を図る。 年 3 回実施予定 5 月：ヤングケアラーの相談窓口について 9 月：各地域包括支援センターの相談対応について 12 月：対応困難ケースの支援状況・方法について	高齢者福祉課
③	生きがい活動への支援	①高齢者の健康と生きがいづくりのため、高齢者やボランティア等が協働して企画・運営しているサロンを支援します。 ②高齢者自らが行う、文化継承活動、体育・芸能大会、友愛活動や健康づくり活動を総合的に支援します。	○サロン活動への支援 高齢者の介護予防の拠点となるよう、サロン活動を支援する。	高齢者福祉課
			○地域住民が実施する「ふれあい・いきいきサロン」の支援 ・高齢者サロン 70 ヲ所	福祉総務課
④	介護予防事業の推進	①高齢者の生きがい活動への参加や、フレイル度チェックを通じて、自分の体の状態を知り、自ら介護予防につながる活動に参加できるような環境を整える取組を実施します。 ②高齢者の自立支援を目的とした多職種による事例検討会を行い、介護予防や重度化防止に必要な食の確保や移動手段など様々な困りごとを解決するための福祉サービス等の活用を進めます。	○フレイルチェックの実施 保健事業と介護予防の一体的な取組として、集いの場等でフレイルチェックを実施し、実施後のフォロー体制の構築に努め、自らフレイル予防に参加できる環境を整える。 ○地域ケア個別会議の開催 自立支援に向けた事例検討を実施する。 事例検討 年 6 回予定 全体会 年 2 回予定	高齢者福祉課 (健康増進課・保険課)
⑤	認知症への理解と支援体制の整備	①認知症に関する正しい知識と理解を普及するため、認知症サポーター養成講座を開催していきます。 ②認知症高齢者やその家族にとって、必要な時に必要な支援が受けられるよう、相談窓口の周知をはじめ、見守りを目的とした配食サービスや緊急対応訪問サービスなどの情報発信を行います。 ③認知症疾患医療センターや認知症初期集中支援チームなど、認知症の支援機関とも協力しながら、認知症高齢者とその家族を支えるネットワークを構築していきます。	○認知症サポーター養成講座の開催 昨年度に引き続き、働き盛り世代をターゲットに認知症に関する知識を普及する。 年間 15 回予定 ○認知症の方とその家族のための相談会の定期開催 昨年度試行的に開催した相談会を定期開催し、気軽に相談できる環境を整える。 毎月 1 回開催予定 ○関係機関との連携による支援 認知症疾患医療センターや認知症初期集中支援チームは、関わった実績（件数）ではなく、関わった内容を振り返り、ネットワーク構築につなげていく。	高齢者福祉課

⑥	高齢者の権利擁護に関する取組	①高齢者虐待の防止や養護者への支援について、高齢者虐待対応専門職チームからのサポートを受けながら適切な支援につなげます。 ②判断能力の低下や認知症高齢者への権利侵害を防ぐため、成年後見制度の利用促進のための取組を行います。 ③高齢者の権利擁護について、住民や専門職など対象に応じた普及・啓発活動を行います。	○関係機関との連携による支援 ・高齢者虐待への対応について、関係機関と連携を図りながら権利侵害の解決に向けた支援を実施する。 ・高齢者の状況に応じて、必要場合は市長申立を行うなど、成年後見制度が適切に利用できるよう支援を行う。 ○権利擁護に関する普及啓発 認知症の理解や高齢者虐待の防止など権利擁護に関する普及啓発の機会を設ける。	高齢者福祉課
⑦	消費者被害等の未然防止の取組	①高齢者をはじめとする地域住民に対して、悪質商法や詐欺などに関する情報提供や、消費者被害等の未然防止につなげるための啓発活動を行います。 ②消費生活センターへの相談に対して、関係機関と連携し相談者の支援に努めます。	○消費者被害の未然防止につなげるための消費生活に関する講演会や街頭啓発活動を実施 消費者セミナー 1回 街頭アピール活動 1回 ○消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置 高齢者をはじめとした消費生活上、特に配慮を要する消費者の見守り等の取組を行う。 ○県消費者センター等と連携した相談体制の充実。	人権センター

5 障がいのある人

	具体的施策	施策の内容	R6 事業計画	関係課
①	バリアフリー社会の実現	①障がいのある人の基本的人権の尊重を基本とし、障がいのある人に対するあらゆる「バリア」を解消し、誰もが安全で安心して暮らせる地域をめざします。 ②市民一人一人が障がい及び障がいのある人に対する理解と認識を深めソーシャルインクルージョンを推進し、共に生きる社会の実現をめざします。	○関係機関との連携による支援 益田市障がい者自立支援協議会障がい理解促進部会と連携して障がいの理解啓発を深める取組を行う。部会開催：2回以上 ○共生社会の実現を目指す取組の実施 広報・ケーブルテレビ等を活用し、障がいに関する啓発を進める。 市手話言語条例に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及に努め、手話による意思疎通を円滑に図ることができる環境を整備する。 あいサポーター研修 : 1回以上 広報への手話単語掲載 : 毎月掲載 手話研修 : 1回以上	障がい者福祉課

②	地域生活の支援体制の充実	①障がいのある人が自らの選択により、住み慣れた地域で適切なサービスを受けられる体制と入所施設から地域生活への移行が促進される体制の整備を図ります。 ②個々の障がいに対応したニーズを的確に把握し適切に対応するため、保健・医療・福祉等関係機関が連携を図ります。	○障がいのある人の生活を支えるための体制整備等の検討 益田市障がい者自立支援協議会において協議し、行政への施策提言及び関係機関等へ施策実施の協力依頼を行う。 協議会開催：2回 ○相談支援会議の開催 市・益田市基幹相談支援センター・市内相談支援事業所（5事業所）間において会議を開催し、細やかなサービス提供ができるよう情報共有を図る。 相談支援会議：毎月開催	障がい者福祉課
③	自立と社会参加の促進	①障がいのある人が、その能力を最大限に発揮し、自立した社会生活を営むことができるように、教育、福祉、医療、就労等の各分野の連携を強化しながら、総合的かつ継続的な支援を推進します。 ②「障害者雇用促進法」の趣旨を踏まえ、各種関係機関と連携を図りながら、市内企業において障がいのある人の雇用の促進と働きやすい職場環境の整備について推進します。 ③障がいのある人が、社会のあらゆる活動に参加し、地域において生きがいを持って生活ができるよう、地域における助け合い、支え合いのシステムの構築を推進します。	○益田市障がい者自立支援協議会就労社会参加支援部会との連携による支援 障害のある人の就労及び社会参加の推進を図る。部会開催：2回以上 ○石西地域人権を考える企業等連絡協議会等の関係機関と連携した研修会を実施 演題：「いろいろな人が働き続けられる職場をめざして～合理的配慮の義務化を足がかりにして～」 講師：玉木幸則さん（（福）西宮市社会福祉協議会権利擁護普及推進及び相談支援アドバイザー） ○障がいのある人への雇用の奨励を目的とした市障がい者雇用奨励補助金制度の活用の推進 ○障がい者スポーツ大会開催に協力し、大会への参加促進 ○障がいのある方への自立と社会参加を促進し、障がいのある方への福祉の向上を図ることを目的とする活動の支援	障がい者福祉課 (人権センター)
④	障がいのある人の権利擁護に関する取組	①障害者虐待防止法に基づき設置した虐待相談窓口において、虐待を受けた障がいのある人と養護者への支援を行います。 ②判断能力が不十分な障がいのある人への権利侵害を防ぐため、成年後見制度の利用促進のための取組を行います。 ③障がいのある人への虐待や権利擁護について、市民に対して意識啓発を図るとともに、理解を深めるための取組を行います。	○虐待相談窓口の設置 24時間対応相談専用電話を市障がい者福祉課内に設置する。 ○成年後見制度の利用のための支援 判断能力が不十分な障がいのある方については、状況に応じて市長申立などの支援を行う。 ○障がいのある方への虐待防止のための、相談窓口に関する情報提供などの啓発活動の実施	障がい者福祉課

⑤	特別支援教育の推進	①保護者や地域住民等に対して特別支援学級等や障がいへの理解啓発を行い、障がいのあるなしに関わらず地域で子どもを育てるという意識を高めます。 ②子どもの多様性を尊重し、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ仕組み（インクルーシブ教育システム）を推進します。	○学校だよりや公式ウェブサイト等を活用した啓発 地域交流学习などの日頃の学習や生活の様子の周知と理解を図る。 ○インクルーシブ教育の推進 共感と理解の促進、多様性のある学習環境づくり等、教育の質の向上を図る。	学校教育課
---	-----------	--	--	-------

6 外国人

	具体的施策	施策の内容	R6 事業計画	関係課
①	差別意識解消のための教育・啓発の推進	①外国人に対する偏見や差別意識を解消するため、学校、地域、職場など様々な場面で教育・啓発を推進します。 ②益田市在日外国人学校教育基本方針を基盤とした教育活動を展開し、人権・同和教育の充実を図ります。 ③「ヘイトスピーチ解消法」の内容の周知に努めるとともに、外国人に対する不当な差別的言動を解消するための教育・啓発を推進します。	○チラシやリーフレット等を活用した啓発 ○外国人の人権についての研修会を実施 1 回。 ○学校生活への適応支援と進路指導の充実	人権センター 学校教育課
②	多文化共生社会づくりの推進	①地域に居住している外国人の方々を対象に、やさしい日本語を通して、基礎的な日常会話や読み書きを習得する機会として日本語学級を開催し支援を行います。 ②異文化に触れる機会の提供や、多文化理解のための講座等を実施します。 ③関係機関と連携し、外国人住民への医療・福祉・防災情報などの生活情報について多言語での提供に努めます。	○在日外国人を対象にした日本語学級を実施 40 回。 ○多文化共生社会実現に向けた研修会を実施 1 回。 ○外国人への多言語による生活情報の提供	人権センター
③	外国にルーツを持つ児童生徒への支援	①対象児童生徒の実態に応じて、日本語支援員を配置し、授業の中で日本語の支援を行います。	○日本語支援員の配置	学校教育課
④	外国人のための相談体制の充実	①在住外国人からの相談に対し相談しやすい体制づくりに努め、島根県外国人地域サポーターやしまね国際センター、地域のボランティア団体等関係機関との連携強化を図り相談者への適切な支援を行います。	○島根県外国人地域サポーターや関係機関と連携した相談体制の充実。 ○しまね国際センターが行う多言語相談等の周知	人権センター

		②行政書士による「外国人に関する無料法律相談」を紹介します。		
⑤	外国人のための労働環境の整備	①外国人労働者がその能力を発揮しながら就労できるよう、国や県をはじめとして関係機関と連携を取りながら市内企業等における適正な雇用・労働条件の確保と不法就労防止のための啓発を進めます。	○パンフレット等による啓発。 関係機関からパンフレット等の提供があった場合、益田鹿足雇用推進協議会加入事業所約 80 社に送付する。年 5 回程度。	産業支援 センター

7 ハンセン病回復者等とその家族及び感染症患者・感染者等

	具体的施策	施策の内容	R6 事業計画	関係課
①	差別意識解消のための教育・啓発の推進	①ハンセン病回復者とその家族等への偏見や差別の解消を図るために、ハンセン病の正しい知識と回復者等の人権に対する理解を深めるための教育・啓発を行います。 ②H I Vや新型コロナウイルスをはじめとする感染症患者・感染者等に対する偏見や差別意識の解消のため、感染症に対する正しい知識の教育・啓発に努めます。	○ハンセン病に関する正しい知識と回復者等の人権に対する理解を深めるための研修会を実施 ○チラシやリーフレット等を活用した啓発	人権センター
			○教職員に各種研修や講演会等への参加を促進 ○体育・保健体育科等、関連教科や領域で感染症への正しい理解促進	学校教育課

8 北朝鮮当局による拉致問題等

	具体的施策	施策の内容	R6 事業計画	関係課
①	意識啓発・教育の推進	①国、県と連携・協力して、情報の共有を図り、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題について関心と認識を深める啓発・広報などに取り組みます。 ②学校において、児童生徒の発達段階に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための教育を行います。	○国や県に対して問題解決へ向けての要望 ○パネル展示等による啓発 ○益田ひろみさんをはじめとする特定失踪者等、北朝鮮人権侵害問題への関心を風化させないための取組への支援	人権センター
			○社会科を中心とした拉致問題に対する理解促進	学校教育課

9 犯罪被害者等

	具体的施策	施策の内容	R6 事業計画	関係課
①	意識啓発の推進	①社会全体で犯罪被害者等を支援していくという気運を醸成し、犯罪被害者等の人権について正しい理解と認識を深める啓発に取り組みます。	○関係機関との連携による支援 随時、島根県及び社団法人犯罪被害者サポートセンター等と連携し、啓発パンフレットによる啓発を行う。	福祉総務課
②	関係機関との連携	①国、県、警察等関係機関と連携を図りながら、被害者等に対する支援を行います。 ②潜在化しやすい性犯罪被害などをはじめとする、犯罪被害者等への相談窓口の周知をとおり、相談しやすい環境づくりに努めます。	○関係機関と連携した相談体制の充実 ・再犯防止関連研修会への参加 1回 ・犯罪被害者関連研修会への参加 1回	福祉総務課

10 インターネットによる人権侵害

	具体的施策	施策の内容	R6 事業計画	関係課
①	意識啓発の推進	①インターネットの利用に対し、人権擁護の視点に立った正しい知識の普及を図り、利用者の責任やモラルに関する啓発を進めます。	○チラシやリーフレット等を活用した啓発 ○児童生徒、保護者向け情報モラル教室の実施 ○一般市民を含めた幅広い層を対象とした市情報モラル研修会の実施	人権センター 学校教育課
②	関係機関との連携	①法務局や関係機関等との連携を深め、インターネットによる人権侵害の早期発見及び被害の拡大防止を図るとともに、相談窓口や相談機関等の周知に努めます。	○インターネットモニタリングを実施 モニタリングのための研修会に参加する 1回。	人権センター

11 性的指向・性自認等

	具体的施策	施策の内容	R6 事業計画	関係課
①	意識啓発の推進	①性的指向、性自認について等、性の多様性についての理解を深めるために、各種講演や研修会の開催、啓発資料の配布等を通じて啓発の充実を図ります。	○性の多様性について理解を深めるための研修会の実施 ○チラシやリーフレット等を活用した啓発	人権センター
②	性の多様性を尊重する教育の推進	①学校等において性の多様性についての理解を深めるための教育を行うとともに、子どもたちが不安に思うときに教職員等に相談しやすい環境づくりに取り組みます。	○校内体制の確立と相談窓口の周知 ○スクールカウンセラーの活用を含めた教育相談の充実	学校教育課

12 様々な人権課題

	人権課題	R6 事業計画	関係課
①	アイヌの人々	○アイヌの人々への理解と認識を深めるための広報・啓発 相談窓口等について広報に掲載する。	人権センター
②	刑を終えて出所した人	○第4期益田市地域福祉計画を基本とし、再犯防止施策の充実に努める。	福祉総務課
③	ホームレスに対する差別	○ホームレスになった人への人権に配慮するとともに、地域住民の理解を得ながら支援に努める。	福祉総務課
④	人身取引による人権侵害	○チラシやリーフレット等を活用した啓発。	人権センター
⑤	災害に伴う人権問題	○災害時の外国人対応や関係機関と連携したイベントの実施 災害時において外国人向けの「やさしい日本語」や多言語による災害情報の発信や、避難所等での支援についても関係機関と連携を図るとともに、外国人住民を支援するボランティアを養成する。 ○防災研修会の実施 男女共同参画の視点を持った避難所運営等についての研修会を行う。	危機管理課
⑥	その他の人権課題	○この計画に掲げていない様々な人権課題や、新たに人権課題などに対して、様々な機会を通して偏見や差別をなくすための周知・啓発に努める。	人権センター